

議案第 6 4 号

狭山市下水道条例の一部を改正する条例

狭山市下水道条例（昭和 4 9 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 1 項中「超過使用料」を「従量使用料（浴場汚水（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 5 6 年法律第 6 8 号）第 2 条に規定する公衆浴場の営業から生じたものをいう。以下同じ。）で排除した汚水の量が 2 0 0 立方メートルまでの場合を除く。以下同じ。））」に改め、同条第 3 項中「汚水」を「別表第 2 に定める汚水」に、「排除量」を「排除した汚水の量」に改め、同条第 4 項中「定めるところにより算出した」を「掲げる場合に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 使用日数が 3 0 日以内である場合（浴場汚水で排除した汚水の量が 1 0 0 立方メートルを超える場合を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 一般汚水（汚水のうち浴場汚水を除いたものをいう。以下同じ。） 別表第 2 に定める基本使用料の 2 分の 1 の額と従量使用料の額とを合算した額
- イ 浴場汚水 別表第 2 に定める基本使用料の 2 分の 1 の額
- (2) 使用日数が 3 0 日を超える場合及び浴場汚水で排除した汚水の量が 1 0 0 立方メートルを超える場合 別表第 2 に定める基本使用料の額と従量使用料の額とを合算した額

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 2 5 条関係）

汚水の種別	基本使用料	従量使用料	
		排除量	金額（1 立方メートルにつき）
一般汚水	1, 2 0 0 円	2 0 立方メートルまでの分	1 2 円
		2 0 立方メートルを超え 4 0 立方メートルまでの分	8 5 円
		4 0 立方メートルを超え 6 0 立方メートルまでの分	9 5 円
		6 0 立方メートルを超え 2 0 0 立方メートルまでの分	1 2 0 円
		2 0 0 立方メートルを超え 1, 0 0 0 立方メートルまでの分	1 4 0 円
		1, 0 0 0 立方メートルを超え	1 7 0 円

		2,000立方メートルまでの分	
		2,000立方メートルを超える分	200円
浴場 汚水	8,000円	200立方メートルを超え1,000 立方メートルまでの分	45円
		1,000立方メートルを超える分	65円

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第25条及び別表第2の規定は、平成30年5月1日以後に使用料の支払を受ける権利が確定する公共下水道の使用に係る使用料について適用し、同日前に使用料の支払を受ける権利が確定する公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続している公共下水道の使用で、平成30年5月1日から同月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、改正後の第25条及び別表第2の規定による使用料（以下「新使用料」という。）の額から改正前の第25条及び別表第2の規定による使用料の額を差し引いた額の2分の1の額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）を新使用料の額から差し引いた額とする。

平成29年11月29日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

下水道事業の健全な運営を図るため、公共下水道の使用料に係る規定を改正するとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。